

鳥取県薬物濫用対策推進計画 (第3期)

～薬物乱用のない社会づくりのために～

令和6年3月

鳥 取 県

鳥取県薬物乱用対策推進本部

目 次

はじめに	・・・ 1
1. 基本的な考え方	・・・ 2
2. 鳥取県のおかれた現状等	・・・ 2
3. 各主体の具体的な取り組み	・・・ 5
大目標 1. 県民への教育、学習及び啓発活動の推進	・・・ 5
プラン1：青少年を薬物の誘惑から守ります	・・・ 5
アクション1 ：青少年自らが薬物乱用防止の意識を持てるよう、学校での教育の充実を図ります	
アクション2 ：若者、保護者や地域住民に対しての普及啓発を推進します	
アクション3 ：青少年を有害情報から守ります	・・・ 6
アクション4 ：薬物乱用少年の早期発見・補導等を推進します	
プラン2：地域社会全体の薬物乱用防止意識を醸成します	・・・ 6
アクション5 ：各種運動、キャンペーン、講演会、広報活動等により、多くの人に啓発活動を行います	
アクション6 ：オーバードーズの実態把握と対策検討を行います	・・・ 7
プラン3：普及啓発のための支援を充実します	・・・ 7
アクション7 ：普及啓発を担う人材の育成と活用を推進します	
アクション8 ：啓発用資材の充実を図ります	・・・ 8
アクション9 ：地域の主体的な啓発活動を支援します	
大目標2 監視、指導及び取締りの強化	・・・ 8
プラン4：多様な手法を用いた取締りを実施します	・・・ 8
アクション10 ：関係機関の連携等により、薬物密売組織、末端乱用者の取締りを強化します	
アクション11 ：インターネット等を利用した密売等の摘発を強化します	・・・ 9
アクション12 ：大麻・けしを排除します	
アクション13 ：危険ドラッグ等の流通等の把握と規制、取締り強化を行います	
アクション14 ：違法薬物の検査体制を整備します	・・・ 10

プラン5：正規流通医薬品等の乱用防止に向けた指導を徹底します・・・10

アクション15：関係機関が連携して、医療機関等に計画的に立入検査を実施し、監視指導を徹底します

大目標3 薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実・・・11

プラン6：相談体制を充実します・・・11

アクション16：相談に対して的確に対応します

アクション17：相談窓口のサービス内容をわかりやすく情報提供します

アクション18：相談業務に携わる人材の育成を推進します

プラン7：相談者の状況に応じた支援を実施します・・・12

アクション19：薬物依存症からの回復に向けたプログラムを提供します

プラン8：関係機関が連携し回復を支援します・・・12

アクション20：地域の一次相談窓口と専門相談機関との連携を充実します

アクション21：薬物の乱用を止めようと努力する人に対し、適切な時期に必要な支援を受けられるようにするため、関係機関が連携して再乱用防止に向け息の長い指導・助言を行います

鳥取県薬物乱用対策推進本部設置要綱・・・13

はじめに

本県では、平成25年3月に「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定し、県独自の規制に乗り出すとともに、薬物の乱用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「鳥取県薬物濫用対策推進計画」を平成26年3月に策定し、各関係機関が連携・協力して薬物乱用のない社会づくりに取り組んできたところです。

平成26年10月に上記の条例を改正し、全国に先駆けて、法律で規制している薬物以外の有害薬物を「危険薬物」と定義し、製造、販売、使用等を全面的に禁止し、規制を強化しました。

その後、法律での規制や関係機関の徹底した取締り、他の自治体での条例による規制の拡大等により、全国の危険ドラッグの販売店舗は一時なくなりましたが、近年では、危険薬物を食品の中に混ぜて販売し健康被害が発生するといったケースも見受けられます。

また、スマートフォン等の普及により、手軽にインターネット、特にSNS等を利用して情報共有が容易になっており、不正薬物の取引形態の多様化及び巧妙化が見られます。違法薬物が容易に手に入る環境になったことにより、違法薬物に対するハードルが低下しています。

さらに、近年、若年者の大麻の乱用拡大が憂慮すべき事態となっています。平成26年以降、全国の大麻事犯の検挙者数は増加の一途をたどっており、本県でも大麻に関する事件が散発しています。

中学生や高校生の大麻所持等による逮捕の報道も決して珍しくない状況となる中、若年者に対して、大麻の有害性を正しく伝え、より一層の注意喚起を行っていくことが重要です。デジタルツールにより情報収集に長けた現代の若年層に対する新たな啓発広報が必要となっています。

加えて、若年者の間で市販薬等の乱用が問題となっています。覚醒剤、麻薬、大麻などの啓発はもとより、市販薬等の正しい使い方等についても情報を発信していくことが必要となっています。

このように、社会情勢の変化、乱用薬物の種類や形態の多様化がめまぐるしく進む中、このたび、関係機関や県民の意見を踏まえて、「鳥取県薬物濫用対策推進計画」（第3期）を策定し、今後5年間の薬物の乱用の防止に関する施策の方向性、取組を明らかにし、教育機関、取締機関等の各関係機関と連携・協力を図り、総合的に推進していきます。

1. 基本的な考え方

【計画の位置付け】

「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」第6条に定める推進計画

【計画の構成】

- (1) 「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」第6条第2項各号をもとに大項目を設定し、大項目ごとに具体的プランを設定する。
- (2) 具体的プランには各実施機関が取り組むアクションを記載し、各アクションに関する具体的対策を記載する。
- (3) 大項目
 - ① 県民への教育、学習及び啓発活動の推進
 - ② 監視、指導及び取締りの強化
 - ③ 薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実

【計画期間】

5年間（令和6年4月～令和11年3月）

【計画の推進体制】

「鳥取県薬物乱用対策推進本部設置要綱」により設置する次の会議により、本計画の進捗状況の定期的な確認・評価を行うとともに、新たな課題への対応等について協議し、本計画の推進を図る。

- (1) 鳥取県薬物乱用対策推進本部会議
民間の薬物乱用防止活動団体の代表者、学識経験者等で構成し、薬物乱用対策の総合的な施策を推進する。
- (2) 鳥取県薬物乱用対策本部実務者会議
本会議の構成員は、本計画の個別アクションを所掌・推進する関係機関の職員であり、推進主体として取り組むとともに、本会議において情報交換・連絡調整を行い、(1)の本部会議への必要な情報提供等を行う。

2. 鳥取県のおかれた現状等

(1) 国際的な動向

（「第六次薬物乱用防止五か年戦略」（令和5年8月国薬物乱用対策推進会議決定）より抜粋・一部改変）

諸外国においては、近年では一部の国々の潮流として、薬物政策を転換し、嗜好用途での大麻使用を合法化する動きや、ハームリダクション（※1）政策として、薬物使用者に対する非犯罪化、非刑罰化等を推進する動きがある。一方、我が国の違法薬物の生涯経験率は、諸外国と比して著しく低く、予防政策を含む薬物政策が功を奏していると言える。日本で乱用される薬物は、そのほとんどが海外から密輸されるものである。

令和7年には大阪・関西万博の開催も予定されており、今後、急激な国際的な人の往来増加が見込まれることから、特に訪日外国人による規制薬物の国内への持ち込みや、海外渡航者による帰国時の持ち込みによって、密輸のリスク増加が予想される。

(※1) ハームリダクション：必ずしも使用量は減ることはなくとも、使用により生じる健康・社会・経済上の悪影響を減少させることを主たる目的とする政策・プログラム・実践

(2) 国内の動向

(「第六次薬物乱用防止五か年戦略」(令和5年8月国薬物乱用対策推進会議決定)より抜粋・一部改変)

近年のスマートフォンの普及等により、国民の誰しものがインターネット端末一つで、違法薬物の購入のみならず、薬物密輸に関与し、薬物犯罪の当事者になり得る深刻な状況にある。

<覚醒剤>

覚醒剤乱用検挙者数は、減少の一途をたどり、令和4年には6,289人にまで減少した。これは、第三次覚醒剤乱用期のピークであった平成9年の約1万9千人台と比して約三分の一の検挙人員と等しい。

また、令和元年には、覚醒剤の年間押収量が2,649.7kgと過去最多を記録するなど、覚醒剤の大量押収が相次いでいる。さらに、覚醒剤事犯における再犯者率は約7割と高水準な上、その割合は増加傾向にあることから、覚醒剤の依存性の強さがうかがえる。

<大麻>

大麻事犯については、近年増加傾向を示し、令和3年には検挙人員が5,783人と過去最多を更新、令和4年においても5,546人と前年に続く高い水準にある。特に、30歳未満の検挙人員の割合が、大麻事犯全体の約69%を占めており、他の規制薬物に比べ若年層の割合が高いことが挙げられる。その背景として、インターネット等における「大麻には有害性がない」等の誤情報の流布や、諸外国における嗜好用大麻の合法化のような国際的な潮流が影響している。

<危険ドラッグ>

危険ドラッグ事犯については、一時、減少していたが、令和5年度に指定薬物となっていなかった成分「HHCH」を含む食品、いわゆる「大麻グミ」を食べた後にめまい、嘔吐や意識不明等の健康被害が生じ、救急搬送される事例が複数発生した。現時点では、指定薬物にされているが、今後も「指定薬物」ではない危険ドラッグが出てくると思われる。

<麻薬・向精神薬>

検挙人員の大きな増減は見られないものの、睡眠導入剤等として医療用途で流通している向精神薬に関しては、乱用事案に加えて、その悪用による凶悪犯罪等が見られる。

(3) 県内の動向

＜薬物事犯の検挙状況＞

県内の薬物事犯の検挙者数（鳥取県警察分）は、下表のとおりであり、年によって増減がある。

年		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
総数（人数）		32	31	34	25	19	49	36	44	32	35
内 訳	覚醒剤 （うち少年）	24	23 (1)	21	21	18	40	22	25	9	26
	大麻 （うち少年）	7	7	12	4	1	7	11	18	19 (2)	8 (1)
	麻薬	1	1	1			2	3	1	4	1

※少年は20歳未満

＜薬物乱用防止教室の開催状況＞

令和元年度及び令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、ほとんどの学校が開催を中止しており、開催状況の統計調査を行っていない。

令和3年度は、各級学校でコロナ感染等の防止対策をしながら防止教室を再開する学校が増え、令和4年度は、高校を除いて新型コロナウイルス感染症前の開催水準に戻している。

引き続き、中学校・高校での100%開催が達成されるよう、関係機関の協力の下、推進していくことが重要である。

また、小学校での開催（特に高学年を対象する）も、引き続き推進していくことが望ましい。

（鳥取県全体）（%）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	65.0 (64.8)	—	—	49.2 (48.8)	67.2 (66.9)
中学校	77.6 (79.6)	—	—	65.0 (66.1)	76.7 (80.4)
義務教育 学校	66.7 (66.7)	—	—	(※)	(※)
高 校	90.0 (100.0)	—	—	76.7 (81.8)	76.7 (90.9)

(※) 令和3年度以降、義務教育学校分は、小学校、中学校の欄に含まれる
() 内は公立学校分

3. 各主体の具体的取り組み

大目標 1. 県民への教育、学習及び啓発活動の推進

プラン1：青少年を薬物の誘惑から守ります

アクション1：青少年自らが薬物乱用防止の意識を持てるよう、学校での教育の充実を図ります

- 薬物乱用防止指導員、学校薬剤師、警察職員等の協力により、中・高等学校での薬物乱用防止教室を計画的に開催するとともに、小学校や大学での開催にも努めます。また、薬物乱用防止教室は、市販薬及び処方薬のオーバードーズ（※2）対策も含めた内容とします。

（※2）薬局やドラッグストアで購入できる風邪薬や咳止め及び医師から処方された薬などを大量・頻回に服用すること

【医療・保険課、体育保健課、小中学校課、高等学校課、少年・人身安全対策課、捜査第二課、中国四国厚生局麻薬取締部、鳥取市保健所】

目標：中・高等学校での薬物乱用防止教室をすべての学校で年に1回程度開催します。

- 学校、大学等での薬物乱用防止教室等の開催にあたり、民間の薬物依存症回復支援施設と連携して、講師派遣等の支援を行います。

【医療・保険課】

- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教職員、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等を対象に、薬物乱用者の低年齢化、正しい医薬品の取扱い方等を踏まえた「薬物乱用防止教育研修会」を開催し、薬物乱用防止教育の重要性や進め方の理解を深めるとともに、教職員等の指導力の向上を図り、学校における薬物乱用防止教育を推進します。

【体育保健課】

アクション2：若者、保護者や地域住民に対しての普及啓発を推進します

- 鳥取県PTA協議会及び鳥取県高等学校PTA連合会が主催する研修会等を活用し、薬物乱用防止について取り組むよう働きかけます。

【社会教育課】

- 鳥取県青少年健全育成条例に係るパンフレット等を活用するほか、デジタルツールを利用した薬物濫用防止の普及啓発を行います。

【医療・保険課、家庭支援課】

- 若者、保護者や地域住民に対して、薬物乱用防止意識の高揚を図るため、薬物乱用防止指導員協議会や地域安全運動等を通じて地域住民に対する啓発活動を行います。

【医療・保険課、少年・人身安全対策課、捜査第二課、鳥取市保健所】

アクション3 : 青少年を有害情報から守ります

- 薬物の販売等の有害情報から青少年を守るため、青少年が使用する携帯電話・スマートフォンのフィルタリングサービスの普及、並びにペアレンタルコントロールを推進するため、街頭広報活動、学校等における講習等の啓発活動を行います。

【家庭支援課、少年・人身安全対策課、捜査第二課】

- 薬物乱用を誘発する図書類は、青少年への販売等を自主的に規制していただき、中でも著しく薬物乱用を誘発するものは県が有害図書類に指定し、青少年への販売等を禁止します。

【家庭支援課】

- インターネット利用に関する学習教材の作成・配布や、児童生徒向け授業や教職員・保護者向け研修会への講師派遣等を通じて、児童生徒や教職員・保護者に対して、インターネットの適正な利用や有害情報につながる危険性についての啓発を進めます。

【社会教育課】

アクション4 : 薬物乱用少年の早期発見・補導等を推進します

- 関係機関等との連携を図り、情報収集及び必要な措置を講じます。

【少年・人身安全対策課、捜査第二課】

プラン2 : 地域社会全体の薬物乱用防止意識を醸成します

アクション5 : 各種運動、キャンペーン、講演会、広報活動等により、多くの人に啓発活動を行います

- 関係機関や薬物乱用防止指導員協議会等ボランティア団体と協力し、薬物乱用防止啓発の各種運動（「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、社会を明るくする運動、麻薬・覚せい剤乱用防止運動など）やキャンペーン等を実施するとともに、学校等とも連携した普及推進のための講演会等を開催します。

【医療・保険課、少年・人身安全対策課、捜査第二課、中国四国厚生局麻薬取締部、保護観察所、鳥取市保健所】

- 新聞、TV、ラジオ、ポスター、リーフレット、デジタルツール等を活用し、多様な媒体による広報・啓発活動を実施します。

【医療・保険課、少年・人身安全対策課、捜査第二課、中国四国厚生局麻薬取締部、鳥取市保健所】

- 青少年育成鳥取県民会議及び各市町村民会議と連携して、薬物乱用防止の啓発活動を実施します。

【家庭支援課】

- 鳥取県では、条例において、危険ドラッグの製造、販売、所持、使用等の行為を全面的に禁止していることを周知します。

【医療・保険課】

アクション6 : オーバードーズの実態把握と対策検討を行います

- 市販薬及び処方薬のオーバードーズによる救急搬送状況や濫用等のおそれのある医薬品の多量購入等の実態について医師・薬剤師・消防等の関係者と情報共有するとともに、市販薬及び処方薬のオーバードーズに係る教育・啓発や、市販薬の不適正販売への対策について検討し、必要な対策を実行します。

【医療・保険課】

プラン3 : 普及啓発のための支援を充実します

アクション7 : 普及啓発を担う人材の育成と活用を推進します

- 薬物乱用防止指導員を対象に知識習得などのための研修会を実施します。

【医療・保険課、中国四国厚生局麻薬取締部、鳥取市保健所】

アクション8 : 啓発用資材の充実を図ります

- リーフレット、DVD等の啓発用資材の充実を図ります。
【医療・保険課】
- 関係機関が啓発用資材について情報共有し効果的に活用します。
【医療・保険課】

アクション9 : 地域の主体的な啓発活動を支援します

- 薬物乱用防止に取り組む団体等に対して、後援、啓発用資材の提供・貸し出しなどによりその活動を支援します。
【医療・保険課、鳥取市保健所】
- 地域で積極的に薬物乱用防止に取り組む団体・個人等へ、その功績に対して表彰を行います。
【医療・保険課】

大目標2 監視、指導及び取締りの強化

プラン4 : 多様な手法を用いた取締りを実施します

アクション10 : 関係機関の連携等により、薬物密売組織、末端乱用者の取締りを強化します

- 関係機関による会議等を通じて情報共有、連携強化を推進します。
【捜査第二課、中国四国厚生局麻薬取締部、鳥取地方検察庁、境海上保安部、神戸税関境税関支署】
- 末端乱用者の取締りを強化するとともに、密売人の追跡捜査を推進し、薬物の供給源である密売人、密売組織の取締りを徹底します。
【捜査第二課、中国四国厚生局麻薬取締部】
- 水際における薬物密輸入事犯の取締りを推進します。
【境海上保安部、神戸税関境税関支署】

アクション11 : インターネット等を利用した密売等の摘発を強化します

- インターネット等を利用した薬物密売情報の把握に努め、各種法令を活用して取締りを強化します。

【捜査第二課、中国四国厚生局麻薬取締部、鳥取地方検察庁】

アクション12 : 大麻・けしを排除します

- 鳥取県では一切の大麻、けし（植えてもよい品種を除く。）の栽培を認めません。

【医療・保険課】

- 地域をパトロールし、不正な大麻やけしを発見、除去を行なうとともに、土地の管理者へ周知・指導を行ないます。

【医療・保険課、鳥取市保健所】

アクション13 : 危険ドラッグ等の流通等の把握と規制、取締り強化を行ないます

- 医療機関などの協力により、危険ドラッグ等の使用者や家族からの情報等の入手に努め、連携して販売先等に対する捜査・取締りなど必要な対応をとります。

【医療・保険課、中国四国厚生局麻薬取締部】

- 危険ドラッグ等の販売実態の把握に努め、監視・指導を強化します。

【医療・保険課、捜査第二課、中国四国厚生局麻薬取締部、鳥取地方検察庁】

- 危険ドラッグをインターネット上で販売している業者に向けて、本県では、条例において、危険ドラッグの販売、所持等の行為を全面的に禁止していることを県ホームページ等で周知します。

【医療・保険課】

- 県内で危険ドラッグを販売等している者に対しては、県内外問わず警察と連携し危険薬物の製造、販売等の禁止行為を行わないよう警告を發します。

【医療・保険課】

- 関係機関からの情報に基づき連携して速やかな調査を行うとともに、定期的に輸入雑貨店・ハーブ店等の訪問指導・調査を行います。
【医療・保険課、捜査第二課、中国四国厚生局麻薬取締部】

アクション14：違法薬物の検査体制を整備します

- 関西広域連合と連携し試買、収去情報や検査結果の共有を行うなど、関西広域連合での広域的対応を推進します。
【医療・保険課、衛生環境研究所】
- 違法薬物に関する検査技術研修への積極的な参加や国立医薬品食品衛生研究所の「違法ドラッグデータ閲覧システム」の活用等により検査体制を整備する。
【医療・保険課、衛生環境研究所】

プラン5：正規流通医薬品等の乱用防止に向けた指導を徹底します

アクション15：関係機関が連携して、医療機関等に計画的に立入検査を実施し、監視指導を徹底します

- 医療機関、薬局などに対して、麻薬・向精神薬等の管理保管の徹底や記録の整備などの状況を確認するため、必要に応じて立ち入り検査を実施します。
【医療・保険課、中国四国厚生局麻薬取締部】
- 医療機関、薬局などを対象に、麻薬・向精神薬等の適正な取扱いを周知・徹底するための研修会の開催、啓発資料の配布等を実施します。
【医療・保険課】
- 保険者や医療機関の協力により、向精神薬等の過剰服用、転用を目的とした不適切な受診に対して指導を行いません。
【医療・保険課】
- 市販薬のオーバードーズ対策として、薬局、店舗販売業等に対し、販売時の年齢確認や販売数量制限の指導を徹底します。
【医療・保険課】

大目標 3 薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実

プラン 6 : 相談体制を充実します

アクション 16 : 相談に対して的確に対応します

- 保健所、精神保健福祉センター、薬物依存症支援拠点機関、警察本部薬物 110 番などの相談窓口において、本人、家族等からの相談に対して生命・身体への危険性の有無等、相談の内容に応じ、医療機関の受診や薬物依存回復施設、自助グループ等を紹介するなど適切な対応を図るとともに関係機関の連携を強化します。
【医療・保険課、障がい福祉課、捜査第二課、中国四国厚生局麻薬取締部、鳥取市保健所】
- 市販薬及び処方薬のオーバードーズの相談窓口を設置するとともに、関連する相談窓口を掲載した啓発資材を作成し、薬局等で掲示・配布する等、若者の市販薬及び処方薬のオーバードーズ防止を図ります。
【医療・保険課】

アクション 17 : 相談窓口のサービス内容をわかりやすく情報提供します

- 相談窓口及びサービス内容の情報をホームページやリーフレット等の各種広報媒体への掲載やイベント等での広報により相談窓口に関する情報の周知に努めます。
【医療・保険課、中国四国厚生局麻薬取締部】

アクション 18 : 相談業務に携わる人材の育成を推進します

- 精神保健福祉センターにおいて、医師、保健師、福祉及び心理の専門職員等、相談に応じる職員に対し、薬物依存症に関する研修を実施します。
【障がい福祉課】
- 保健所においても精神保健福祉にかかわる関係機関の職員等を対象に研修会等を実施します。
【障がい福祉課、鳥取市保健所】

プラン7：相談者の状況に応じた支援を実施します

アクション19：薬物依存症からの回復に向けたプログラムを提供します

- 家族に対する教育プログラム（依存症家族教室）を実施し、医師や看護師、精神保健福祉士による薬物依存症についての講義を開催します。

【障がい福祉課、鳥取市保健所】

- 同じ経験を持つ仲間が相互に助け合う自助活動や、家族同士が悩みを話し合う集会等を行うことによって回復を支援している民間の相談機関があります。こうした相談機関に関する情報を、本人・家族の状況等を踏まえて必要に応じて提供します。

【障がい福祉課、中国四国厚生局麻薬取締部、鳥取市保健所】

プラン8：関係機関が連携し回復を支援します

アクション20：地域の一次相談窓口と専門相談機関との連携を充実します

- 精神保健福祉センターや少年サポートセンター等の専門相談機関が連携することにより薬物乱用者等への支援の充実を図ります。

【障がい福祉課、少年・人身安全対策課、捜査第二課、中国四国厚生局麻薬取締部】

アクション21：薬物の乱用を止めようと努力する人に対し、適切な時期に必要な支援を受けられるようにするため、関係機関が連携して再乱用防止に向け息の長い指導・助言を行います

- 保健所、精神保健福祉センター等において、本人、家族等からの相談に対して、自助グループ等の相談窓口の情報提供を行うなど息の長い支援に向けて医療機関等と連携して対応します。

【障がい福祉課、保護観察所、少年鑑別所、鳥取市保健所】

- 本人又は家族等からの薬物再乱用防止に関する相談に対し、医療機関等の相談窓口の情報提供を行うほか、薬物事犯対象者に対する薬物再乱用防止プログラムを実施する等、息の長い支援に向けて関係機関と連携して対応します。

【捜査第二課、中国四国厚生局麻薬取締部、鳥取地方検察庁、保護観察所、少年鑑別所】

鳥取県薬物乱用対策推進本部設置要綱

(目的)

第1条 鳥取県における麻薬、覚せい剤等の乱用対策について、本県の現状、課題、対策について協議するとともに関係諸機関の意見を聞き総合的かつ効果的な対策を強力に推進するため、鳥取県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に挙げるとおりとする。

- (1) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）に基づく麻薬、覚せい剤等の乱用対策の総合的な施策の推進に関すること。
- (2) 麻薬、覚せい剤等の乱用対策に関し、関係機関の実務者の情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) その他、麻薬、覚せい剤等の乱用対策について、必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 本部は、委員10人以内で組織し、薬物乱用防止活動関係者、学識経験者等から知事が任命する。

- 2 本部に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、本部の事務を総括し、本部を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代理する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 会議は、会長と協議の上、福祉保健部長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、必要に応じて第5条に定める鳥取県薬物乱用対策推進本部実務者会議（以下「実務者会議」という。）委員及び関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 第2項の規定による求めに対し委員は職務上支障がある場合は出席・説明・意見聴取及び資料の提出を拒むことができる。

(実務者会議)

第5条 本部の運営にあたり必要な情報提供を行うため及び実務者会議構成員による情報交換・連絡調整を行うために次に掲げる者による実務者会議を福祉保健部長が委嘱し組織する。

- (1) 県の職員
- (2) 国の関係機関の職員

(3) その他、福祉保健部長が適当と認める者

(庶務)

第6条 本部の庶務は、福祉保健部健康医療局医療・保険課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱で定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、福祉保健部長と協議のうえ会長が別に定める。

附則 この要綱は昭和50年2月24日から適用する。

附則 この要綱は平成6年4月1日から適用する。

附則 この要綱は平成12年9月13日から適用する。

附則 この要綱は平成19年5月24日から適用する。

附則 1 この要綱は平成25年8月28日から適用する。

2 この要綱施行の際に現に委員である者及びこの要綱施行後現に委員である者の残任期中に新たに委員に委嘱する者の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず平成27年3月31日までとする。

附則 この要綱は平成25年10月11日から適用する。

附則 この要綱は平成25年11月29日から適用する。

附則 この要綱は平成31年1月30日から適用する。